

令和4年8月16日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【通し番号】01

【改正箇所】第4章 第1節 第2 技能実習計画の記載事項(技能実習法第8条第2項)

改正	現行
<p>○ また、法第8条第2項第6号の主務省令で指定する試験(技能実習評価試験)については、規則第6条に基づき、規則別表第1に、職種、作業、試験及び試験実施者が定められています。</p> <p><u>○ なお、規則第7条第10号に基づき、取次送出機関の氏名又は名称を記載する際は、併せて、送出機関番号又は整理番号を申請書に記載しなければなりません。</u></p> <p><u>これらの番号に関するポイントについては、第5章第2節第6を参照してください。</u></p>	<p>○ また、法第8条第2項第6号の主務省令で指定する試験(技能実習評価試験)については、規則第6条に基づき、規則別表第1に、職種、作業、試験及び試験実施者が定められています。</p> <p>(新設)</p>

【通し番号】02

【改正箇所】第4章 第1節 第3 技能実習計画の添付書類(技能実習法第8条第3項)

改正	現行
<p>○ 申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。</p> <p><u>○ なお、各種書面を提出するに当たり、取次送出機関の氏名又は名称を記載する際は、併せて、送出機関番号又は整理番号を申請書(参考様式第1-10号及び第1-21号を参照)に記載しなければなりません。</u></p> <p><u>これらの番号に関するポイントについては、第5章第2節第6を参照してください。</u></p>	<p>○ <u>なお</u>、申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。</p> <p>(新設)</p>

【通し番号】03

【改正箇所】第4章 第4節 技能実習計画の変更(技能実習法第11条)

改正	現行
<p>表 技能実習計画の変更認定と届出の区分</p> <p>項目欄</p> <p>8 監理団体等</p> <p>番号欄</p> <p>8</p> <p>計画記載事項欄</p> <p>取次送出機関の氏名又は名称(送出機関番号又は整理番号を記載すること。)</p> <p>特記事項欄</p> <p>【送出機関番号又は整理番号について】</p> <p><u>・機構において、外国政府認定送出機関には9桁(英字3桁・数字6桁)の「送出機関番号」を、二国間取決めがされていない国又は地域の送出機関には4桁の「整理番号」を付している。</u></p> <p><u>・送出機関番号については、機構HPの外国政府認定送出機関一覧ページに掲載されている国ごとの認定送出機関リストにて公表している。</u></p> <p><u>・整理番号については、上記機構HPで公表しておらず、監理団体許可後又は外国の送出機関の変更に係る変更届出書の提出後、機構から各監理団体に対し、個別に通知している。</u></p> <p><u>・申請書には、送出機関番号又は整理番号のいずれか1つの番号を必ず記載すること。</u></p>	<p>表 技能実習計画の変更認定と届出の区分</p> <p>項目欄</p> <p>8 監理団体等</p> <p>番号欄</p> <p>8</p> <p>計画記載事項欄</p> <p>取次送出機関の氏名又は名称</p> <p>特記事項欄</p> <p>(新設)</p>

【通し番号】04

【改正箇所】第5章 第2節 第6 外国の送出機関に関するもの

改正	現行
<p>○ この点、送出国政府との間に二国間取決めがされている場合には、送出国政府が外国の送出機関の適格性を個別に審査することとなりますので、送出国政府から認定を受けている外国の送出機関(外国政府認定送出機関)であれば、規則第25条において定められている要件に適合しているものとみなします。ただし、送り出した技能実習生の失踪率が著しく高い送り出し機関は、規則第25条において定められている要件に適合しないと判断される場合があります。</p> <p>○ <u>なお、各種申請に当たり、外国の送出機関に係る氏名又は名称を記載する際は、併せて、送出機関番号又は整理番号を申請書(省令様式第11号、第16号及び第17号を参照)に記載しなければならないところ、これらの番号に関するポイントは、以下のとおりです。</u></p> <p>① <u>機構にて、外国政府認定送出機関には9桁(英字3桁・数字6桁)の「送出機関番号」を、二国間取決めがされていない国又は地域の送出機関には4桁の「整理番号」を付しています。</u></p> <p>② <u>送出機関番号については、機構HPの外国政府認定送出機関一覧ページ(https://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/)に掲載されている国ごとの認定送出機関リストにて公表しています。</u></p> <p>③ <u>整理番号については、上記機構HPで公表しておらず、監理団体許可後又は外国の送出機関の変更に係る変更届出書の提出後、機構から各監理団体に対し、個別にお知らせします。</u></p>	<p>○ この点、送出国政府との間に二国間取決めがされている場合には、送出国政府が外国の送出機関の適格性を個別に審査することとなりますので、送出国政府から認定を受けている外国の送出機関(外国政府認定送出機関)であれば、規則第25条において定められている要件に適合しているものとみなします。ただし、送り出した技能実習生の失踪率が著しく高い送り出し機関は、規則第25条において定められている要件に適合しないと判断される場合があります。</p> <p>(新設)</p>

④ 申請書には、送出機関番号又は整理番号のうち、いずれか1つの番号を必ず記載してください。

※ 新たに監理事業を行おうとして監理団体の許可を申請する場合(法第23条第2項)には、申請書に整理番号を記載する必要はありません。

(削除)

○ 外国政府認定送出機関については、機構のHP等で公表しております。

【通し番号】06

【改正箇所】別記様式第3号

改正	現行
<p>別記様式第3号(第 17 条関係) (注意) 1～3(略) 4 5欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。<u>なお、同欄で記載する内容が取次送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載に加え、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。</u></p>	<p>省令様式第3号(第 17 条関係) (注意) 1～3(略) 4 5欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。</p>

【通し番号】10

【改正箇所】別記様式第 17 号

改正	現行
<p>別記様式第 17 号(第 47 条第1項及び第2項関係)</p> <p>5変更の内容 ②監理事業を行う事業所の新設 <u>v</u>事業所枝番号</p> <p>(注意) 1～4(略)</p> <p>5 5欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。<u>なお、同欄で記載する内容が外国の送出国の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載のみならず、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出国に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。</u></p> <p>6～9(略)</p>	<p>別記様式第 17 号(第 47 条第1項及び第2項関係)</p> <p>5変更の内容 ②監理事業を行う事業所の新設 ※事業所枝番号</p> <p>(注意) 1～4(略)</p> <p>5 5欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。</p> <p>6～9(略)</p>

【通し番号】11

【改正箇所】参考様式第1-10号

改正	現行								
<p>参考様式第1-10号(規則第8条第8号関係)</p> <table border="1" data-bbox="244 443 780 611"><tr><td data-bbox="244 443 483 510">取次送出機関の氏名又は名称</td><td data-bbox="485 443 780 510"></td></tr><tr><td data-bbox="244 512 357 544">送出機関番号</td><td data-bbox="359 512 579 544"></td><td data-bbox="580 512 655 544">整理番号</td><td data-bbox="657 512 780 544"></td></tr><tr><td data-bbox="244 546 483 611">作成責任者 役職・氏名</td><td data-bbox="485 546 780 611"></td></tr></table>	取次送出機関の氏名又は名称		送出機関番号		整理番号		作成責任者 役職・氏名		<p>参考様式第1-10号(規則第8条第8号関係)</p> <p><u>取次送出機関の氏名又は名称</u> <u>作成責任者 役職・氏名</u></p>
取次送出機関の氏名又は名称									
送出機関番号		整理番号							
作成責任者 役職・氏名									

